

建管第2-503号

令和6年8月16日

〒343-0023
埼玉県越谷市
東越谷6-31-5

(株) 奉建社

佐藤 初恵 様

埼玉県知事 大野 元 裕



特定 建設業の許可について (通知)

令和6年7月25日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

記

許可番号	埼玉県知事	許可(特-6)第48320号
許可の有効期間	令和6年8月16日から令和11年8月15日まで	
建設業の種類		

大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

左官工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年7月16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)